



# 島根県報

平成28年11月18日（金）

第2,854号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

土地改良区の定款変更の認可

（農 村 整 備 課） 2

**【公 告】**

公共測量の実施

（技 術 管 理 課） 2

二級建築士免許の取消し

（建 築 住 宅 課） 2

---

**告 示**

---

**島根県告示第685号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、頓原土地改良区の定款変更を平成28年11月8日付  
けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**公 告**

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島  
根県益田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ  
り公告する。

平成28年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年10月15日から同年12月20日まで
- 3 作業地域  
益田市匹見町澄川地内

---

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規  
定により公告する。

平成28年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成28年11月1日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
黒目 賢一  
二級建築士  
第5215号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2の規定による届出があったため